

仕様書

この仕様書は、名張市（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

対話交流型日本語教室ボランティア講師養成講座業務委託

2 業務の目的

日本語教室の受講を希望する外国人住民の中で、生活者としての日本語を学びたい人を対象として、対話や交流をしながら日本語を教えるボランティア講師を養成する。日本語指導を希望する外国人住民と、ボランティア活動や国際交流を希望する市民のニーズに応え、名張市の多文化共生推進の基盤を作る。

3 委託契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）講座の実施

①～③の順番、内容で実施すること。

① 地域日本語教育の役割について

※①の講座中に名張市の外国人住民の現状について発注者が講義する内容があります。

② 異文化コミュニケーション、やさしい日本語について

③ 対話交流型日本語教室の教授法

※座学だけでなく、実践やグループワークを含めること。

（2）受講時間（実施時間）

1回2時間程度、全3回。総時間数に換算して6時間以上とする。

（3）開催日・時間

開催曜日は土曜日もしくは日曜日とし、時間帯は受講者が参加しやすいように設定すること。（詳しい日程は協議により決定する。）

(4) 実施場所

オンラインではなく、講師を派遣し、名張市市民情報交流センター（名張市希中央5番町19番地）で実施する。なお、受注者の都合により他の場所（名張市内に限る）での実施を希望する場合は、発注者と受注者の協議により定める。

(5) 受講料

無料とする。

(6) 講座受講対象者

ア．名張市内の日本語ボランティア活動に関心のある人

イ．原則として全講座の受講が可能な人

ウ．講座終了後、名張市多文化共生センターのサポーターに登録し、日本語教室の講師として活動可能な人

(7) 受講者数

30名程度

5 委託の範囲

(1) 事業の管理運営

- ① 委託業務全体の管理運営
- ② 受注者や関係機関との調整
- ③ 事業計画書（カリキュラム）及び実績報告書の作成

(2) 講座の実施

- ① 講師の手配
- ② 講座に必要な物品の準備
- ③ 講座の開催、運営

(3) 前項（1）及び（2）の実施に付随する業務

- ① 受講者募集案内チラシのデザインの作成、チラシの印刷
（受注者がチラシ500枚を作成する。配布は名張市が行う。）
- ② テキスト及び配布資料の作成と印刷
- ③ アンケートの実施

養成講座の内容について、講座実施の都度、受講者にアンケートを行い、その後の講座にアンケートの結果を反映するよう努めるとともに、その内容を発注者へ都度報告すること。

6 委託料の支払い

委託料については、原則として、全事業の終了後、検収した上で支払う。請求のあった日から起算して30日以内に当該契約金額を支払うこととする。

7 守秘義務の遵守

受注者はこの委託業務において知り得た情報を契約の目的以外に使用したり、他人に漏らしてはならない。なお、契約終了後、または解除後も同様とする。

8 その他

- ・ 本業務委託に係る費用はすべて契約額に含めること。
- ・ 本業務の履行に当たっては、業務内容を十分に理解し、発注者の指示を遵守すること。本仕様書に記載のない事項、または業務の実施に当たって疑義が生じた場合、発注者と受注者とで協議の上決定するものとする。
- ・ 受注者は、契約の履行について全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして契約担当者の承認を得た場合は、この限りではない。